

2017年4月3日

各位

(一社) 日本臨床検査薬協会

「体外診断用医薬品以外の雑品の輸出時に係る証明書(非該当証明書)」の発行について
(発行手数料の一部改訂の案内)

今般、非該当証明書の発行手数料に関しまして、下記のとおり改訂いたしましたので、ご案内いたします。

記

1. 発行手数料

証明書の発行手数料については、従来は証明書の製品数にかかわらず同一手数料としていましたが、製品数に応じた手数料とします。

製品(品目)数	手数料
1~10品目 (変更なし)	一律 5,000 円 (会員外 10,000 円)
11品目以上	1品目当たり 500 円 (会員外 1,000 円) に品目数を乗じた金額 ¹⁾
	1回の申請で、同一内容の証明書を複数 ²⁾ の場合、1通目は品目数に応じた金額とし、2通目以上はすべて 5,000 円 (会員外 10,000 円)

1) 品目数を乗じた金額：例えば 15 品目の場合、@500×15 品目=7,500 円

2) 同一内容の証明書を複数：同一内容で、2カ国以上あるいは同一国に2通以上

例 a) 16 品目で 3 カ国の場合、@500×16 品目+5,000×2 カ国=18,000 円

例 b) 12 品目を同一国に 5 通の場合、@500×12 品目+5,000×4 通=26,000 円

2. 台湾向けの手数料

1) 認証費用の実費(公証役場、および台北駐日経済文化代表処)

台湾向けの発行手数料に関しては、上記1の手数料のほかに、公証役場での認証費用(現時点 11,500 円/通)、および台北駐日経済文化代表処での認証費用(現時点 1,600 円/通)を実費として請求しています。(現行)

2) 事務手数料

上記に加え事務手数料として、5,000 円/通(会員外 10,000 円/通)を新設します。

したがって、台湾向けの手数料は、「発行手数料+認証費用+事務手数料」となります。

3. 台湾国以外の認証

台湾以外において、認証等の手続きなど協会対応が必須の場合についても、事務手数料を別途徴収します。

台湾と同程度の業務内容については原則 5,000 円（会員外 10,000 円）とし、それ以上の業務内容となる場合には、都度、必要経費を事前に依頼者に連絡し、了解が得られたうえで発行作業を実施します。

4. 本通知の適用時期

2017（平成 29）年 4 月 1 日から適用

以上

* 臨薬協会員外の場合は、臨薬協事務局にお問い合わせください。

【本件に関するお問い合わせ先】

臨薬協 事務局 オムロ
小室 秀文 (E-mail : jacr@jacr.or.jp TEL : 03-5809-1123)